

平成 28 年 3 月 28 日

各 位

上場会社名 バンドー化学株式会社 代表者名 代表取締役社長 吉井 満隆 (コード番号 5195 東証第一部) 問合せ先責任者 財務部長 林 一志 (TEL 078-304-2516)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成28年6月23日開催予定の第93期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 28 年 5 月に取締役会にて決定する予定です。

記

#### 1. 単元株式数の変更

## (1)変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

## (2)変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

## (3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日

#### (4)変更の条件

本定時株主総会において、「2.株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

#### (1) 併合の目的

上記「1.単元株式数の変更」のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式併合(2株を1株に併合)の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現在の3億7,850万株から1億8,700万株に変更することといたします。

## (2) 併合の内容

 併合する株式の種類 普通株式

## ② 併合の比率

平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、2株につき1株の割合で併合いたします。

### ③ 併合により減少する株式数

| 株式併合前の発行済株式総数(平成 27 年 9 月 30 日現在) | 94, 427, 073 株 |
|-----------------------------------|----------------|
| 株式併合により減少する株式数                    | 47, 213, 537 株 |
| 株式併合後の発行済株式総数                     | 47, 213, 536 株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、 株式併合前の発行済株式総数および株式併合の併合割合に基づき算出した理 論値です。

## ④ 併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は2倍となります。株式市場の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

#### (3) 併合により減少する株主数

(平成27年9月30日現在)

|       | 株主数(割合)          | 所有株式数 (割合)              |  |  |
|-------|------------------|-------------------------|--|--|
| 総株主   | 9, 146 名(100.0%) | 94, 427, 073 株(100. 0%) |  |  |
| 2 株未満 | 205 名( 2.2%)     | 205 株( 0.0%)            |  |  |
| 2 株以上 | 8,941 名 (97.8%)  | 94, 426, 868 株(100.0%)  |  |  |

#### (4)1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法第 234 条および第 235 条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

## (5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 3. 定款の一部変更

#### (1)変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。 なお、本定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主 総会における議題とすることなく行います。

## (2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記「2.株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部は変更部分を示します。)

| 現行定款                  | 変更案                          |  |  |
|-----------------------|------------------------------|--|--|
| (発行可能株式総数)            | (発行可能株式総数)                   |  |  |
| 第 5 条                 | 第5条                          |  |  |
| 当会社の発行可能株式総数は、3億7,850 | 当会社の発行可能株式総数は、1億8,700        |  |  |
| <u>万株</u> とする。        | <u>万株</u> とする。               |  |  |
| (単元株式数)               | (単元株式数)                      |  |  |
| 第7条                   | 第7条                          |  |  |
| 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 | 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 |  |  |

#### 4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日平成 28 年 3 月 28 日定時株主総会決議日平成 28 年 6 月 23 日 (予定)単元株式数の変更の効力発生日平成 28 年 10 月 1 日 (予定)株式併合の効力発生日平成 28 年 10 月 1 日 (予定)定款一部変更の効力発生日平成 28 年 10 月 1 日 (予定)

(注)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日となります。

以上

### (添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

#### 【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

## Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

## Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。 今回、当社では、2 株を 1 株に併合いたします。

## Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日 までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指した取り組み を進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式併合(2株を1株に併合)を実施いたします。

## Q4. 株式の所有株式数や議決権数はどうなるのでしょうか。

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載または 記録された株式数に2分の1を乗じた株式数(1株未満の端数がある場合は、これを切り 捨てます。)となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生(平成28年10月1日予定)の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

|    | 効力発生前   |      | 効力発生後   |      |      |
|----|---------|------|---------|------|------|
|    | 所有株式数   | 議決権数 | 所有株式数   | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 2,000 株 | 2個   | 1,000 株 | 10 個 | なし   |
| 例② | 1,333 株 | 1個   | 666 株   | 6 個  | 0.5株 |
| 例③ | 700 株   | なし   | 350 株   | 3 個  | なし   |
| 例④ | 245 株   | なし   | 122 株   | 1個   | 0.5株 |
| 例⑤ | 2 株     | なし   | 1 株     | なし   | なし   |
| 例⑥ | 1 株     | なし   | なし      | なし   | 0.5株 |

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合(上記の例②、④、⑥のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取または単元未満株式の買増の制度を ご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体 的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先(※)まで お問い合わせください。

また、効力発生前の所有株式が1株の場合(上記の例⑥のような場合)は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うことになります。

### Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市場の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に変動が生じることはございません。株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の2分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は2倍となります。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の2倍となります。

## Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生 後においては、併合割合を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、 業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額 が変動することはございません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

## Q7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先(※)までご連絡ください。

### Q8. 株式併合後でも単元未満株式の買取りや買増しをしてもらえますか。

A8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後でも、市場での売買ができない単元未満株式を 所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。 具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先(※) までご連絡ください。

# Q9. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A9. 次のとおり予定しています。

平成28年6月23日 定時株主総会決議日

平成 28 年 9 月 28 日 100 株単位での売買開始日

平成28年10月1日 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成28年10月 下旬 株式割当通知の発送

平成28年12月 上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

# Q10. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A10. 株主にお願いする特段のお手続きはございません。

## ※お問い合わせ先

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒541-8502 大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UF J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話番号 0120-094-777 (フリーダイアル) 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝日を除く)

以上